



## オーストラリアのミトコンドリア提供について

Dr. Karrine Ludlow

**Q. 現在のオーストラリアでの議論状況、政策について教えてください。**

現在の連邦法では違法扱いになる。英国で合法になってから、Mito Foundation などの運動が始まった。ロビー活動はかなり成功しているが、法律の改変が必要になる。

2019 年に小さなグループが議会によって立ち上げられ、ミトコンドリア提供についての諮問がなされた。このときに報告書を提出した。まだ最終的な回答はなされていないが、全体的にはミトコンドリア提供に対して好意的な内容になると考えている。

現在オーストラリアでは研究のために受精卵を作製することは違法になる。それだからミトコンドリア提供を許可するためには連邦法の重要な部分の改変が必要になる。この部分が遺伝子改変などの論争的なテーマと関わっているのでかなり難関で、法律を変えるためにはハードルが高い。自分の意見では研究目的での受精卵作製を許可すべきだろうと思う。

**Q. 主な反対意見を教えてください。**

研究のための受精卵作製が主要なハードルになる。臨床に関しては安全性が問題になるし、自然

と科学の役割に関する論争的な議論にも関わっている。

**Q. 加齢に対する適用についてどのように考えますか？**

科学的には加齢には効果があるという証拠はまだない。だから今すぐにこれが問題になることはないと思う。ただそのような応用の可能性があるのであれば、そのような理由による利用可能性についても議論がなされなければならないと思う。個人的な見解としては、自分は倫理学者ではないのだが、もし科学的に効果が立証できるなら、そのような利用があってもよいと思う。

**Q. 卵子ドナーにとっては通常の卵子提供と、ミトコンドリアのみ提供する場合どちらが好まれやすいか、anecdotal evidence はありますか？**

議会の諮問でもこの問題が挙げられていた。このことについての社会科学などからの調査はまだ少ないと思うが、これから調査されるべき課題だ。UK では、ドナーはどちらかといえば個人情報を知られたくないという傾向が強いようだ。

**Q. 通常の卵子提供では、レシピエントは遺伝的関係を諦めなければならないですが、ミトコンドリア提供ではレシピエントの遺伝情報の主要な部分を子に引き継がせることが可能になります。このような特性があるので加齢にも適用されるようになったとき、卵子ドナーへの需要が増えすぎるような問題はありますか？**



核抜き提供が生殖医療に対してそれほど大きな

年齢差別は“last frontier of discrimination”だと思っている。年齢のせいで子供を産む機会を失ったら、それは運が悪かったねと言われてしまう。もしミトコンドリア提供を加齢にも適用するかどうかの話が議会ででたなら、法律は前向きに進まなくなるだろう。若い女性の生殖の問題と、高齢の女性のそれとは違った問題として扱われる。高齢の母親は、人々の恐怖心を煽るからだ。英国では、ミトコンドリア提供は病気のケースだけに認められる。提供できる施設も Newcastle 大学に限られている。だから、誰もが受けられるわけではない。法律をつくる際にはもちろんだ程度の需要があるだろうかということも考慮されているが、病気をもった人のすべてがミトコンドリア提供を受けられるわけではないので、実際の症例はかなり少ないだろう。

**Q. ミトコンドリア提供によって卵子提供の商業化が進むと思いますか？**

提供卵子へのニーズは増えると思う。しかし、オーストラリアでは商業化は許されていないし、この先も法律が変化するとは考えられない。卵子の不足は大きな問題。公立のエッグバンクを設立するというアイデアがあったが、効果のほどは疑問だ。

**Q. 核抜きの卵子提供(=ミトコンドリア提供)は、モノ化を促進するものでしょうか？**

生殖技術に対する利用可能性が高まるにつれて女性に対するプレッシャーも増している。自分は、

変化を生じるとは考えていない。

UK のレポートでは、女性は配偶子ドナーとして言及されていない(組織提供という言葉が使われている)。この解釈は幾分ドナーの役割を低下させているといえるかもしれない。

**Q. 子どもの知る権利はどうなりますか？**

この問題について特別に取り上げられてはいないと思う。ミトコンドリア提供は卵子ドナーとして考えられるので、卵子提供で生まれた子と同等に知る権利が認められると考えられるから。

自分は、ミトコンドリア提供の場合でも知る権利が認められると思う。子供が知りたいと言っているのであれば、認めない理由はない。面会の権利は別途、ドナーの同意があれば許可されるようにするのがよいと思う(VATRA がやっているように)。Contact Veto が破られる可能性は少ないと思うが、もしそのようなことがあったとしても処罰されるかどうか、曖昧な点もあると思う。

**Q. DNA テストで精子ドナーを見つける人がいますが、ミトコンドリアドナーを見つけることはできますか。**

ミトコンドリアには 25 ハプロタイプしかないの、通常の DNA テストで十分や情報を得て確定するのは難しいと思う。母親とハプロタイプが異なることを見つけられるかもしれないが、その見込みはかなり低いと思う。また、そもそもミトコンドリア提供は病気の遺伝を防ぐために行われるものなので、親はその事実を子供に伝える可能性



が高いと思う(子供を安心させるために)。

**Q. タイの代理出産子遺棄事件をきっかけに国内の代理出産に何か変化はありましたか?**

法律面では、代理出産の規制は今でも十分に厳しい。事件のあと、いくつかの州では代理出産法の見直しが行われている。オーストラリアの法律の仕組みとして、代理出産は州ごと、受精卵は連邦政府、家族法は連邦法、と複雑なので議論が容易ではない。

**Q. オーストラリアで商業的代理出産は禁止されていますが、既に商業的になっているという見方もあります。利他的と商業的の区別はどのようになされていますか?**

自分は商業的なモデルを支持している。ただ、クトリア州で 2019 年に行われたレビューでは商業モデルは支持されなかった。自分としては害を最小化するような形で規制されるべきだと思う。ビクトリア州は海外で代理出産を依頼することを禁止していない、だから海外の女性を搾取してもいいということになっている。もし規制されるとするならばもっと利用しやすいようにして代理母の役割をよりよく認識できるようにすべきだろう。

ビクトリア州はもっとも官僚的なシステムになっている。委員会での審査と許可が必要で、すべての関係者は自由意志が担保されていなければならない。代理母の資格に関しても厳格な決まりがある(年齢、代理母の卵子を使ってはならない、etc)。代理母へ金銭を支払うことは処罰されるが、一方

で reasonable expense に関して補償は可能だ。代理母は利益を得てはならないが、一定範囲内での金銭的な支払い “prescribed costs” を受けることはできる。

**Q. オーストラリア人が海外代理出産を利用する理由は何でしょうか?**

アクセスが最も大きな問題。海外では、卵子ドナーや代理母に対価を支払うことができることが代理出産へのアクセスを容易にしている。オーストラリアではオンラインコミュニティもあるが卵子ドナーも代理母も両方ともアクセスが難しい。

依頼親は大抵の場合、海外での代理出産の経験がどのようなものかを知らない。米国は人気のある渡航先で、ヘルスケアもいいし法律も明快、だがコストが高い。性別を選ぶこともできる。カナダのクリニックではゲイカップル向けに精子をまぜて代理出産をするプログラムを見たことがある(この方法は、オーストラリアでは犯罪になる)。

**Q. 法的な手続き、とくに親子関係に関する手続きは依頼親にとってストレスフルだと思います。親子関係の手続きをスムーズにしたり簡素化することは海外代理出産を減らすことに貢献するでしょうか。**

州によって代理出産の場合の親権の手続きは異なっている。裁判所において親権の申し立てをするにはお金と時間がかかる。もし海外で代理出産をやった場合には、裁判所は扱わない。家庭裁判所において子供を養育する権利を主張することに



なる。しかし、もし商業的だとわかったら警察に通報される可能性もある。

もう一つは、海外で代理出産を依頼した場合、子供をオーストラリアに連れて帰らなければならない。依頼親の精子を使ったとしても、子供の市民権は保障されない。いろいろと複雑な因子がある。そのような要因がからみあって入国できなかつたり現地にとどめ置かれたりすることがある。多くの国でそのようなことが発生した。

UK の場合、裁判所でその法律を無視するようなことが行われてきた。それは子供の利益を最優先してのことで、潜在的には法律違反の可能性を侵していることになる。

NSW 州と他の 2 つの州では、海外代理出産を犯罪視している。このことは連邦と州の法律の矛盾を明るみに出しているものだ（連邦移民法と州の代理出産法）。

ミトコンドリア提供の最初のレビューでは、英国にいてそれをうけるという考えかたが支持されていた。しかしそれは、法的観点からすると犯罪を幫助するようなものだ（代理出産なら確実に違法だ）。

オーストラリアの法律は英国のものよりももっと複雑だ、英国は一つの法律で全ての側面をカバーしているのでシンプルだ。

Dr. Karrine Ludlow

Associate Professor, Faculty of Law at Monash University.

論文

Karrine Ludlow. 2018 The policy and regulatory context of U.S., U.K., and Australian responses to mitochondrial donation governance. *Jurimetrics* 58:247-265.

Ronli Sifris, Karrine Anne Ludlow, Adviva Rochelle Sifris. 2015 Commercial surrogacy: what role for law in Australia? *Journal of Law and Medicine* 23: 275-296.

Karrine Ludlow. 2015 Genes and gestation in Australian regulation of egg donation, surrogacy and mitochondrial donation. *Journal of Law and Medicine* 23(2):378-95.

2020 年 1 月

(まとめ 日比野由利)